

## 工事着手時及び下請契約締結時における提出書類について

### 1 提出書類一覧

I. 下請契約の有無にかかわらず、市の工事を請け負った場合に必ず提出するもの			
No.	書類名	様式	備考
①	工事着手届	第7号	工事着手後7日以内に提出
②	主任技術者等専任通知書	第8号	工事着手後7日以内に提出
③	監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）の資格を証明できるものの写し	—	第8号様式に添付
④	監理技術者等の雇用期間を証明できるものの写し	—	第8号様式に添付
⑤	専門技術者を置く場合は資格及び雇用期間を証明できるものの写し	—	第8号様式に添付
⑥	専任技術者一覧表	第8号別添	
⑦	工事工程表	第11号	契約締結後14日以内に提出
II. 下請契約を締結する場合に提出するもの			
No.	書類名	様式	備考
⑨	工事一部下請負届	第6号	下請契約締結後2週間以内に提出 全ての下請業者について記載
⑩	施工体系図	第3号	工事一部下請負届に添付 全ての下請業者について記載
⑪	施工体制台帳（作業員名簿を含む）	第1号	工事一部下請負届に添付 作成建設業者と1次下請業者との内容
⑫	市と作成建設業者との工事請負契約書の写し	—	施工体制台帳に添付
⑬	下請契約書の写し	—	施工体制台帳に添付 1次下請業者との契約書

⑭	監理技術者等の資格を証明できるものの写し	—	施工体制台帳に添付 1次下請業者が配置する技術者
⑮	監理技術者等の雇用期間を証明できるものの写し	—	施工体制台帳に添付 1次下請業者が配置する技術者
⑯	1次下請業者が専門技術者を置く場合は、資格及び雇用期間を証明できるものの写し	—	施工体制台帳に添付 1次下請業者が配置する技術者
Ⅲ. 1次下請業者が、再下請を行っている場合に提出するもの			
No.	書類名	様式	備考
⑰	再下請負通知書の写し	第2号	1次下請業者と2次下請業者の契約内容を元請業者に通知（下請契約の注文者が作成）
⑱	下請契約書の写し	—	再下請負通知書に添付 1次下請業者と2次下請業者との契約書
⑲	3次下請，4次下請，5次下請・・・がある場合は，⑰～⑱を同様に添付する。		

Ⅳ. 工事一部下請負届に記載された1次下請業者が2業者以上で、再下請のない場合は、⑩を作成した上で、記載された1次下請業者分ごとに、⑪～⑯の書類を提出する。

Ⅴ. 工事一部下請負届に記載された1次下請業者が2業者以上で、再下請のある1次下請業者がある場合は、⑩を作成した上で、再下請を行った1次下請業者分ごとに、⑪～⑱の書類を作成する。  
(再下請のない1次下請業者分は⑪～⑯の書類を提出する。)

※注意事項

- ・ 下請契約書の代わりに注文書・請書で処理する場合は基本契約約款の写し等，必要書類を添付すること。

## 2 記載に係る留意事項

### 1 施工体制台帳（第1号様式）

- (1) 施工体制台帳に添付される書類により、当該施工体制台帳に記載すべき事項が明らかかな場合は、当該書類と施工体制台帳との関係を明らかにすることにより、施工体制台帳への記載を省略することができる。なお、この場合の記載例は次のとおりである。

「●●●●の証明書は別紙○○参照」

- (2) 施工体制台帳に添付する書類は下請業者ごとに、かつ、各下請業者の施工の分担関係が明らかになるよう行うこと。
- (3) 施工体制台帳に記載の必要がない項目（例：建設業法第26条の2に規定する専門技術者※がない場合等）については、当該項目を斜線で消す等の措置を講じること。

#### ※ 専門技術者

一式工事を施工する場合で、一式工事の中に他の専門工事が含まれている場合に、それぞれの専門工事について配置される主任技術者等の資格・経験を有する者のこと。専門工事を他の専門工事業者に下請発注しない場合は、当該専門工事に必要となる資格を有する専門技術者を配置しなければならない。

### 2 再下請負通知書（第2号様式）

「再下請負通知書」は、原則として、市から直接工事を請け負った者に提出すること。ただし、やむを得ない場合には、直接下請契約を締結した注文者に経由を依頼して提出することとしても差し支えない。

### 3 施工体系図（第3号様式）

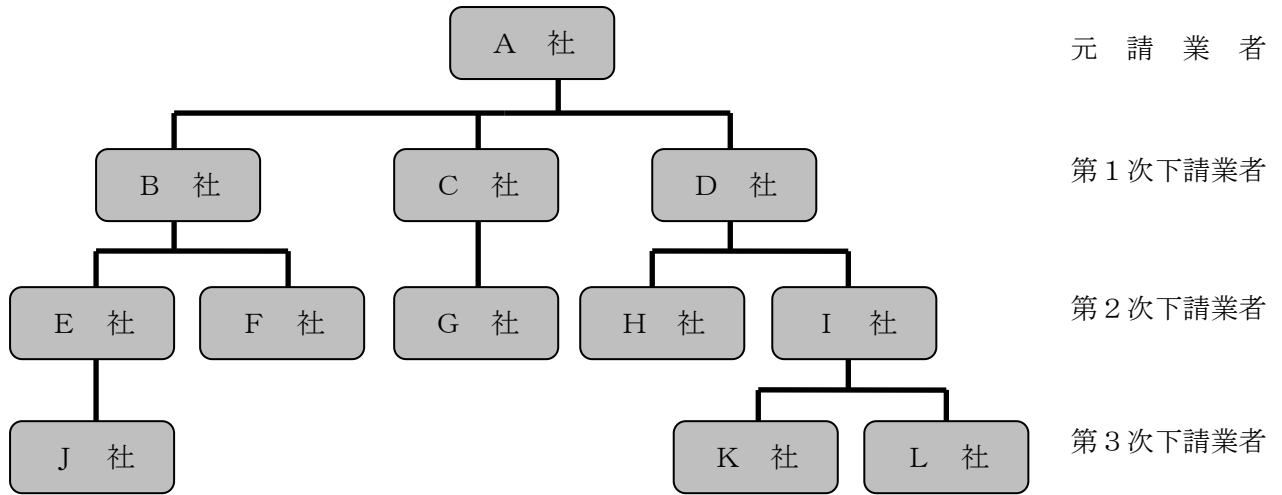
記載の必要のない項目（例：建設業法第26条の2に規定する専門技術者がいない等）は該当項目を削除する等の措置を講じること。

### 4 工事一部下請負届（第6号様式）

- (1) 「下請業者」欄は、1次下請業者に限らず、全ての下請契約における請負業者を記載すること。
- (2) 「下請に附した工事種別又は範囲」欄は、例えば、モルタル吹き付け工事、くい打ち工事、型枠工事等の工事種別又は、工事種別に区別できない工事についてはその工事の範囲を記載すること。
- (3) 「下請区分」欄は、第1、第2、第3……の下請階層区分を記載すること。

(4) 下請業者の記載欄は、下請階層区分別順に記載すること。例えば、次のとおりの下請形態であれば、例示の順序のとおり記載すること。

(下請形態)



(例示)

注文者	下請業者名	下請区分	順序
A社	B社	第1次	↓
"	C社	"	
"	D社	"	
B社	E社	第2次	
"	F社	"	
C社	G社	"	
D社	H社	"	
"	I社	"	
E社	J社	第3次	
I社	K社	"	
"	L社	"	

5 下請業者変更届（第9号様式）

- (1) 工事一部下請負届（第6号様式）の提出後において、届出内容に変更があった際には、本様式を市に提出すること。
- (2) 工事一部下請負届（第6号様式）の提出後において、新たに下請業者が追加となった際には、本様式を市に提出すること。